

## 峡北地域広域水道企業団郵便入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、峡北地域広域水道企業団契約規程（昭和57年3月1日規程第1号）第25条第2項の規定に基づき、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の実施対象)

第2条 郵便入札の実施対象は、入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

### (入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書のほか、公告等により指定された書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。

2 郵送方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。

3 郵送には、二重封筒を用いることとし、入札書は一の中封筒に、積算書等は別の一の中封筒に入れ、必ず封かん及び封印をしたうえ、郵送用の外封筒に同封し、郵送しなければならない。

4 郵便入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### (入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は2回までとする。ただし、郵便入札においては、入札参加者が1者となった場合であっても、当該入札は有効とみなすこととする。

2 再入札の方法については、その都度定めるものとする。

### (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、開札期日までに入札辞退届（企業団指定様式）を郵送により提出しなければならない。

### (入札書等の保管等)

第6条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書を封かんした中封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

### (入札の無効)

第7条 入札心得第6条及び競争入札参加資格要件等に定めるもののほか、次

の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告等で指定した到達期限を過ぎて到達した入札
- (2) 入札書等必要とする書類が同封されていない入札
- (3) 普通郵便（入札辞退届の場合を除く。）又は持参により提出した入札

#### （開札）

第8条 郵便入札の開札にあたっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立会わせ、開札するものとする。

2 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、契約担当者が、社会情勢等を考慮し、開札に立会うことが適当でないと特に認める場合は、入札参加者は立会うことができないものとする。

3 前項本文の規定により、代理人が開札に立会う場合は、委任状を提出しなければならない。

#### （くじによる落札者の決定）

第9条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

#### （入札を延期する場合等の措置）

第10条 郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 契約担当者は、郵便入札の開札を延期する場合、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管しなければならない。

#### （入札結果の通知）

第11条 郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者にその旨通知するものとする。

#### （その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。